

第6回紛争解決手続代理業務試験（平成22年11月20日実施）の 出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等

全国社会保険労務士会連合会試験センター

厚生労働省では、平成23年3月15日、第6回紛争解決手続代理業務試験（平成22年11月20日実施）の結果について、社会保険労務士法施行規則第9条の7において準用する同規則第8条に基づき、合格者の受験番号を公告しましたが、同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等は以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 Xの主張に基づいてXの代理人である特定社会保険労務士として都道府県労働局長にあつせんを申請する場合の「求めるあつせんの内容」について、当事者間の権利関係を踏まえて請求すべき内容の記載を求めるものである。解答にあたっては、権利関係を踏まえての記載であるから訴状の「請求の趣旨」のように権利関係に立った記載が必要であり、本件の設例においては、請求すべき内容と権利関係の基本的理解及び請求すべき賃金額等を問うもの。

〔配点〕 10点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士として、本設例においてY社の行った試用期間満了による解雇が有効であると主張する場合において、その主張を基礎づける具体的事実の要旨（5項目）を箇条書きをもって記載を求めるもので、本設例に関し、Y社として主張すべき法律要件事実の理解を問うもの。

〔配点〕 15点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 Xの代理人である特定社会保険労務士として本設例において、Y社側が解雇事由の一つとして主張する「P専門学校（建設経営コース）修了と学歴を詐称した」との主張に対する反論の要旨の記載を

求めるもので、本件経歴詐称についての主張の試用期間満了解雇における法的な問題点の理解を問うもの。

〔配点〕 15点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士として、本設例においてX側の主張するXに対しては試用期間の定め適用がないとの主張に対する反論の要旨の記載を求めるもので、本件に関し法的理解に立った具体的事実の主張を問うもの。

〔配点〕 15点

(5) 小問(5)

〔出題の趣旨〕 本設例においてXの代理人である特定社会保険労務士として、個別労働関係紛争解決手続の「あっせん」において、本件紛争の解決を図るとした場合の、①「法的見通し」を考察し、その見解と、②それに基づいてどのような「解決の方向」が相当かという解決策についての考え方を問うもの。

〔配点〕 15点

2 第2問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士甲として、従業員50人ほどのB株式会社に勤務していたAから、B社を生産縮小に伴う配転拒否を理由に解雇されたことにつき、B社に対し復職を求めAの代理人として都道府県労働局長へのあっせん手続の申請を依頼された場合に、甲の弟がB社の常務取締役の地位に就いているとき、甲はAの依頼を受けることができるかという、申請の相手方となる会社に甲の兄弟がいるという場合の依頼者の利益を害するおそれ、職務の公正、社会保険労務士の品位と信用といった倫理を問うもの。

〔配点〕 15点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士甲として、前記の事例を前提に、Aから相談を受ける6か月程前に、無料相談会でB社から就業規則の残業手当

の計算方法の変更について相談を受け、指導したことがあった場合、甲はAの依頼を受けることができるか否かについて、6か月前に終了している社会保険労務法第2条1項第3号の業務を行ったことが、B社を申請の相手方とするAの依頼を受ける場合に、A及びB社それぞれに対する信頼関係上どう考えるべきかといった倫理を問うもの。

〔配点〕 15点